

石川県准看護師免許の各種申請について

1 准看護師免許証申請（新規）

試験合格後は、速やかに下記の書類を揃え、住所地を管轄する県の保健所又は金沢市の福祉健康センター（以下「保健所等」）で免許申請の手続きを行ってください。

様式は、ホームページ及び保健所等にあります。

- (1) 免許申請書
氏名は、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しを参照して正確に記入してください。
 - (2) 診断書（所定のものを使用）
病院又は診療所等の医師が診断したもので、発行の日から **1ヵ月以内**のもの。
 - (3) 戸籍抄（謄）本又は住民票の写し（本籍が記載され、個人番号が記載されていないもの）
 - ・コピー不可
 - ・発行の日から **6ヵ月以内**のもの
 - ・ただし、受験願書提出後、本籍又は氏名に変更がある場合もしくは、免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合には、住民票の写しではなく、必ず本籍又は氏名の変更経過が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。
- ※外国籍の方
- ・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し
 - ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し
- (4) 合格証書の写し
申請書を提出する際、合格証書（原本）を提示し、合格証書の写しが原本と相違ない旨の証明を受けてください。
ただし、石川県准看護師試験合格者で、申請書に合格した試験の施行年月日、回数、受験地及び受験番号を記載している場合は省略できます。
 - (5) 手数料：石川県証紙 5,600円

◎留意事項

- ・試験合格後1年以上経過した申請については、現在まで合格職種の業務に従事していない旨の申述書（任意様式）が必要です。
- ・「罰金以上の刑に処せられたことの有無」が「有」の場合、次の a～d の書類を添付してください。
 - a. 罰金以上の刑に係る判決謄本又は略式命令書一式
 - b. 罰金刑については当該罰金にかかる領収証書
（紛失した場合は検察庁が発行する「罰金納付済証明」又は支払った旨の申述書）
 - c. 略歴書（任意様式）（学歴及び職歴を記載したもの）
 - d. 反省文（任意様式）

2 准看護師籍訂正、免許証書換え交付申請

本籍地（県名）、氏名等に変更を生じたときは、30日以内に免許証を交付した都道府県知事に籍訂正、免許証書換え交付申請が必要です。下記の書類を揃え、就業地を管轄する保健所等で手続きを行ってください。

様式は、ホームページ及び保健所等にあります。

- (1) 籍訂正、免許証書換え交付申請書
氏名は、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しを参照して正確に記入してください。
 - (2) 変更事項を証する戸籍抄（謄）本
 - ・コピー不可
 - ・発行の日から **6ヵ月以内**のもの
- ※外国籍の方
- ・中長期在留者及び特別永住者：①住民票の写し ②変更事項を証明する書類
 - ・短期在留者：①旅券その他の身分を証する書類の写し ②変更事項を証明する書類
- (3) 免許証
 - (4) 遅延理由書（変更を生じた日の翌日から起算して **30日以内**を過ぎた場合）

(5) 手数料：石川県証紙 3,400円

◎留意事項

- ・複数回変更がある場合は、現在の戸籍抄(謄)本に加え、変更の経過が分かる除籍抄(謄)本等が必要になります。
- ・戸籍の変更以後に戸籍が電算化されている場合は、改製原戸籍が必要になります。

3 准看護師免許証再交付申請

免許証を亡失又はき損したときは、免許証を交付した都道府県知事に再交付申請が必要です。下記の書類を揃え、就業地を管轄する保健所等で手続きを行ってください。

様式は、ホームページ及び保健所等にあります。

- (1) 免許証再交付申請書
 - (2) 再交付に関する調査及び意見書
 - (3) 住民票の写し(本籍が記載され、個人番号が記載されていないもの)又は戸籍抄(謄)本
 - ・コピー不可
 - ・発行の日から6ヵ月以内のもの
- ※外国籍の方
- ・中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し
 - ・短期在留者：旅券その他の身分を証する書類の写し
- (4) 免許証(き損の場合)
 - (5) 手数料：石川県証紙 4,100円
 - (6) 身分証明書(運転免許証等)の提示

◎留意事項

- ・戸籍(本籍地(県名)、氏名等)に変更が生じた場合は、籍訂正・書換え交付申請も同時に行う必要があります。同時申請の場合は、戸籍抄(謄)本1通で申請可能です。
- ・免許証に旧姓が併記されていない方は、再交付申請のみで新たに旧姓を併記することはできません。旧姓の併記を希望する場合は、免許証書換え交付申請も併せて行ってください。
- ・亡失した免許証を発見した場合は、発見した旧免許証を5日以内に返納してください。

4 准看護師籍まつ消申請

死亡又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による届出義務者は、30日以内に免許を交付した都道府県知事に籍の抹消申請が必要です。下記の書類を揃え、住所地を管轄する保健所等に提出してください。

様式は、保健所等にあります。

- (1) 籍登録まつ消申請書
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたことを証する書類
 - 戸籍抄(謄)本、死亡診断書、死体検案書、失踪宣告を明らかにする書類のいずれかを提出してください。(死亡診断書及び死体検案書は写しも可)
- (3) 免許証
 - 添付できない場合は、その旨を記載した申立書を提出してください。
- (4) 遅延理由書(変更を生じた日の翌日から起算して30日以内を過ぎた場合)

5 その他

- ・免許証を交付した都道府県以外に居住している場合は、都道府県証紙の代わりにその額に相当する郵便定額小為替(普通為替)を添付して、管轄する保健所等で手続きを行ってください。
- ・上記手数料は石川県知事免許の場合です。他の都道府県知事免許の場合、手数料が異なる場合がありますので、事前に免許を交付した都道府県へお問い合わせください。